Nabari Doku-budousyu Jiken Akunishi Masaru-san wo Mamoru Tokyo no Kai

名張毒ぶどう酒事件・奥西勝さんを守る東京の会

〒 113-8463 東京都文京区湯島 2-4-4 5F 日本国民救援会東京都本部気付 電話 03-5842-6464 FAX 03-5842-6466 http://www5a.biglobe.ne.jp/~nabari/

Contents -

- ◎夏期カンパのお願い
- ◎八王子宣伝行動
- ◎こんなことがおこなわれていた
- ◎無実の死刑囚・奥西勝さんを励ます絵手紙、面会通信

第8次再審請求 棄却不当決定

(5/28)

6月2日、名古屋高裁 刑事2部へ異議申立



夏期カンパのお願い

5月28日の第8次再審請求棄却を受けて、 弁護団は6月2日に名古屋高裁第2部に異議 申し立てをおこないました。

人工呼吸器につながれ八王子医療刑務所で 過ごす無実の奥西勝さん(88歳)に残された 時間はありません。東京守る会では毎月の駅 頭宣伝、署名行動で冤罪であることを世論に 広げ、名古屋高裁への要請行動にも参加し、 一日も早い奥西勝さんの救出へ力を尽くしま す!

そのための夏期カンパにぜひご協力くださ い。どうぞよろしくお願いいたします。

八王子宣伝行動

5月17日(土)晴れのち曇り。八王子駅北 口にて名張毒ぶどう酒事件の宣伝が行われま

した。参加人数30名。

最近、八王子駅は二階の歩道が二股に増設 され広くなりましたが、人通りも分散される ため、うまく間に立ちビラを配布します。奥 西さんが八王子の医療刑務所に移られてから、 八王子で宣伝を行うようになり、日本国民救 援会八王子支部所属の私にとっては3回目の 宣伝行動です。ティッシュビラは、やや高級 ですが、受け取りが良いので私のお気に入り。 手渡す際に、どうすれば受け取ってもらえる か、色々試しながら「無実の人を救って下さ い!」と声をかけると道行く人々の反応が良 い感がありました。救援会の皆さんが交代で マイクを握り、奥西さんに代わって無実の罪 を訴えられる中、映画「約束」の様々な場面 も思い出し、悔しくて涙がこぼれそうになり ました。法の矛盾を感じずにいられない事件

です。

汗だくになりながらも、そろそろ5時近く、 キンキンに冷えたビールが待っていると、勝 手に片づけモードに入りました。すると、追 加のティッシュビラが届くらしい…との噂が どこからともなく聞こえてきました。またま た活動モードへスイッチオン。最後は、都内 から来られたNさんの気迫に圧され、私もビ ラ+署名の訴えに力が入ります。50 筆まであ と何筆、ビラを受け取っていただいたら次署 名のお願い! と必死になりました。玉入れ終 了の合図のように、宣伝の終わりを告げられ るとNさんとガッツポーズ。Nさんとは年賀 状だけのお付き合いでしたが、前回の宣伝で 14年ぶりの再会を喜び合った仲です。

さて、本格的に夕暮れ時になり、いよいよ お楽しみの懇親会。今回は、地元八王子にあ る味な店「風」をお借りし、旬の料理に舌鼓 を打ちながら皆で交流を深めます。お店のご 厚意でシャンソン歌手の女性の美しい歌声に も包まれました。当日は守る会事務局の堀江 さんの何同目かの御誕生日ということで、サ プライズ(実はリクエスト)で用意したケー キ。全員でハッピーバースデーを合唱して拍 手で御祝いしました。(堀江さんに代わって) 感無量。それにしても皆よく飲むなあ。しかし、



羽目を外す人は誰もいません。

活動後は、やはり「食べる、飲む、語る」 が基本です。人はひとりでは何もできません。 仲間の輪をつなげ、運動を広める、それには 交流することの他ありません。不当にも5月 28日、奥西さんの再審は認められませんでし た。もはや時間とのたたかいです。それでも 奥西さん雪気のその日まで、正義はあると信 じ、皆で力を尽くしたい、世論に裁判官たち に訴えていきたいと願います。

(国民救援会八王子支部・淡路)

こんなことがおこなわれていた

名古屋高裁の5月28日の再審請求棄却は、 今までにない短い審理期間で決定が下されま

6月2日異議申し立てをおこなった弁護団 が記者会見を行い『証拠を隠して、疑問の多 い死刑判決を維持した』と憤りを語りました。 その中で、今回請求棄却決定を出した主任の 伊藤裁判官が八王子医療刑務所に行き病床の 奥西勝さんに面会したことがわかりました。 これは決定の中に書かれていたので記録の謄 写を裁判所にして初めて知ったことでした。

刑事訴訟法では、裁判官は請求人からの「求 意見」を聞き、これを十分に汲んだうえで再 審の有無をおこなうこととなっています。

「奥西勝面会結果メモ」という記録で、5 月26日午後に7分間面会した時のやりとりで す。やりとりといっても、奥西さんは声が出 ません。裁判官が奥西さんに質問しイエスだっ たら左手を上げてください、ノーだったら左 手を上げないでくださいとのことでのやりと りでした。

裁判官はこれをもって意見を聞いたと決定 の中で書いています。

形式的に聞いただけ、弁護団の立ちあいも なく、声にだして自分の意見を言えない答え られない病状にある、奥西さんに意見聴取を したとする裁判所のやり方には問題があり、 意思を確認したとは認められません。

こういう裁判は公平なのでしょうか。棄却 決定ありきのアリバイづくりとしか思えませ

- · 請求人: 奥西 勝 · 事件名: 再審請求
- ・面会した日時: 平成 26 年 5 月 26 日 午後 1 時 55 分から午後 2 時 02 分
- ・面会した場所:東京都八王子市子安町3の26の1 八王子医療刑務所
- ・面会した裁判官:名古屋高等裁判所刑事第1部 伊藤寛樹

・立会いした裁判所書記官:伊藤貴章

面会の結果

裁判官 奥西さんですか。

請求人 (話をしようと口を動かすが、発声することはできな い。体を起こそうとしたり、手をあげようとした。)

裁判官
今、左手を上げることはできますね。それでは、質 間に対する答えとして、「そのとおりである。」と考えるときは、 左手を少し上に上げてください。質問に対する答えとして、「そ うでない。」と考えるときは、左手はそのまま動かさないでくだ さい。よろしいですか。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 奥西勝さんですか。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 私は、名古屋高等裁判所の裁判官です。分かりますか。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 昨年の11月5日に、あなたからの再審請求を受理 しています。再審請求をしていることに間違いありませんね。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 今日は、法律の定めに従って、再審請求人であるあ なたの意見を確かめるためにここへ来ました。この面会が、あ なたの意見を述べる機会であるということです。分かりますか。 請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 それでは、質問を始めます。今回の再審請求の際に、 弁護団を何人か選任していますね。

請求人 (左手を上に上げた。)

そのうちの鈴木泉弁護士を主任弁護人に指定しまし たね。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 引き続き、鈴木弁護士を主任弁護人にするというこ とですね。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 これまでに、鈴木弁護士の名義の再審請求書などの 書面がいくつか裁判所に提出されていますが、それらの書面の ことは知っていますか

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 それらの書面にあなたの言いたいことが書かれてい るということでしょうか。

請求人 (左手を動かさない)

裁判官 それらの書面の内容に、何か足りないところがあり ましたか。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 これまでに8回再審請求されていますが、これまで の主張でまだ足りないところがあるというお考えですか。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 弁護人はこれから裁判所に新しく証拠を出すと言っ ていますが、その証拠も踏まえて判断して欲しいということで

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 弁護人からどんな証拠を出す予定であるのかという ことについては聞いていますか。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 そのことは弁護人が書面に書いているとおりという ことでいいですか。

請求人 (左手を上に上げた。)

その証拠も検討して判断してほしいということです 裁判官

請求人 (左手を上に上げた。)

ほかに言っておきたいことはありますか。

(左手を動かさない。) 請求人

あなたは、犯人は自分ではないという主張ですね。 裁判官

請求人 (左手を上に上げた。)

これで、あなたとの面会を終わってよろしいですか。 裁判官

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 以上お答えいただいた内容をもって、あなたの意見 を確かめたこととしますが、よろしいですか。

請求人 (左手を上に上げた。)

裁判官 それではあなたの意見を確かめる手続きを終わりま す。再審を開始するかどうかについて、今後、なるべく早く検 討を終えて、裁判所の判断を示すように努めます。

なお、請求人は、ベットに横になっており、気管切開しての 人工呼吸器による呼吸管理がされ、輸液による栄養管理がなさ れ、管を通して排尿している状態であった。各種バイタルサイ ンを表示していると思われるモニターが接続されており、請求 人が発声しようとすると人工呼吸器の辺りから濁った音がする ほか、モニターのブザーが鳴る状態であった。また、本件面会 には、看護師が付き添っており、左手の上げ下げにより請求人 の応答を確かめる方法については、同看護師の示唆を得て行っ たものである。

> 平成26年5月27日 名古屋高等裁判所刑事第1部 裁判所書記官 伊藤貴章



無実の死刑囚・奥西勝さんを励ます絵 手紙・面会通信 NO.264

国民救援会愛知·中央本部顧問 特別面会人 稻生昌三

●6月2日、名張弁護団は名古屋高裁刑事2部に異議 申し立てを行いました。この間、愛知の救援会と守る 会は、直ちに棄却決定に怒りを込めて、2度の高裁へ の抗議(要請)行動、6月12日には「抗議と支援行 動の緊急集会(65名)、異議審での新署名と「証拠の 全面的な開示を求める」要請ハガキ行動を開始、県下 の団体と救援会各支部へのオルグ、訴えを行っていま す。また、知多半島・半田市では再々再の「約束」ド ラマ上映(中日新聞掲載・報道)、救援会春日井・小 牧支部の「冤罪学習会」(中京テレビ報道)が行われ ました。これから、救援会港支部、南支部、北支部が 各区の上映会開催、熱田支部での冤罪学習会などが 次々に行われ、異議審での支援運動の早期立ち上げが 開始されます。更に、岐阜飛騨・高山支部の冤罪学習、 滋賀県の栗東・草津と甲賀での「約束」上映会で訴え ます。

弁護団が毒物に関する裁判所の誤った判断を糾弾、「新実験で覆す実証を行う」とする通告を無視(まさに逃げ)を行い、状況証拠に関する証拠の閲覧申請や証拠開示の要請を一顧だにせず、しかも、奥西さんと面接、「求意見」を弁護団との合意も立ち会いもさせず、「だまし討ち」「アリバイづくり」しか云いようのないやり口で棄却決定を行った裁判所の行為は不正義そのもの、「これが日本の司法か」を問わずにはおれないものです。この怒りを異議審へ集中するときです。

●こんな中、6月20日、面会に伺ってきました。「稲生です。判りますか」に目をパッチリと開けて、頷く。「奥西さん、悔しいですが負けないで下さい」「弁護団も支援者も、みんなが支えていますから、安心していて下さい」と声を掛けますとウンウンと頷いて応え、前回と比べて落ち着いている様子でした。

前回と同じように「そうだ、その通り」なら手を上げて下さいと伝えて、「異議の申し立てを弁護団が行いましたが判りますね」に今日は両手を20センチ~30センチ上げ、「再審決定を一日も早く期待していますね」に両手を上げる。「裁判官が来て、意見を求めておいて、十分に汲み取って検討もせず棄却決定は許せませんね」両手を上げる。「犯人では絶対に無い。無実を訴え続けたい」に両手を上げる。「弁護団には感謝している、支援者にはお礼をしたい」に両手を上げておられました。そして、口を動かし、「ありがとう、

頑張り抜く」と語っている様で、こんな対話をしていると万感、胸に迫る想いが一杯になりました。

血圧上115、下68、呼吸は20,心拍は85、今日は両手を握って対話のように接することが出来ました。口を動かして訴えようとしたり語ろうとすると心拍が急上昇するのがいつもですが、心拍88が最高で可成り落ち着いておられる様子で安心しました。処遇主任に「熱が出るようなことは有りますか。変わったことはありませんか」と問いましたが、「変わったことはありません」との回答でした。次回は7月3日午後1時~次次回は7月16日午後2時~約束して別れてきました。

●冤罪事件への関心が国民の中に大きく広がっています。この高まりなのか…名古屋市立大学1年生のセミナー、「名張毒ぶどう酒事件と袴田事件など冤罪事件と人権」の講演に来てくれとの要請、東三河の豊川高校の学校祭なのか、学生と父兄を対象に「冤罪事件を名張毒ブドウ酒事件と袴田事件から語って欲しい」と要請があり、私では力不足ですが、想いを持って出かけることにしました。

憲法9条解釈改憲を強行して他国への集団的武力行使容認や昨年末の秘密保護法の強行で強い危機感を持ちます。戦争こそ最大の暴力であり人権侵害です。国家権力の暴走が始まれば、人権への侵害や干渉は歴史の示す通りです。国家権力の犠牲者を絶対につくってはならない、まさに、人権侵害と冤罪の道であって、この国の岐路とも云える今、冤罪を無くすためにもつくらせ無いためにもこの動きを阻止しなければと6・20集会とデモに参加、21日には半田市で2回目の集会とデモに取り組んでいます。

駅頭宣伝行動スケジュール

- 7月17日(木)18時~水道橋駅 御茶ノ水方面出口
- · 8月9日(土) 16 時~ 八王子駅
- 9月9日(火)18時~御茶ノ水駅(聖橋口・SORA CITY前)
- ・10月16日(木)18時~ 亀戸駅
- •11月6日(木)18時~ 蔵前駅
- 12月5日(金) 18 時~ 新宿三丁目駅